

横浜市浄化槽指導要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、建築基準法、浄化槽法及び横浜市浄化槽法施行細則その他関係法令に定めるもののほか、本市の区域内に設置される浄化槽に関し、必要な事項を定めることにより、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって公共用水域等の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、建築基準法、浄化槽法及び横浜市浄化槽法施行細則その他関係法令において使用する用語の例による。

（浄化槽の設置条件等）

第3条 浄化槽に接続する排水は、生活排水に限るものとし、次に掲げる排水を流入させてはならない。

- (1) プール排水
- (2) 洗車排水
- (3) 冷却排水
- (4) 屋外の給水栓の排水
- (5) 受水槽の水抜の排水（オーバーフロー管）
- (6) ドレン排水

2 浄化槽処理水の放流にあたっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 浄化槽処理水は原則として自然流下方式により放流すること。
- (2) 放流先は敷地付近の下水管きよ、道路U字側溝、水路、河川又は運河等とし、遊水池 への放流はしないこと。

3 関係法令等の諸規則による規制を受ける場合は、その解除（許可等）が得られていること。

（浄化槽の設計及び構造基準等）

第4条 浄化槽の設計・施工等については、建設省告示第1292号「屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件」（以下、「告示1292号」という。）のほか、「浄化槽の設計・施工上の運用指針（日本建築行政会議 編集）」（以下、「運用指針」という。）によるものとする。

2 浄化槽の処理対象人員は、JIS A 3302に定めるほか、運用指針により算定するものとする。

3 告示1292号に定められる処理方式のうち、地下浸透処理方式及び沈殿処理方式の浄化槽の設置は認めない。建築基準法第68条の25による構造方法等の認定（以下、「大臣認定」という。）を受けた浄化槽の設置においても同様とする。

（浄化槽設置届出等に伴う手続）

第5条 浄化槽法第5条第1項の規定により浄化槽の設置又は変更を行おうとする者は、浄化槽設置届出書又は浄化槽変更届出書に当該浄化槽に関する別表第1に掲げる図書を添えて、資源循環局長に届け出なければならない。

（確認の申請等に伴う手続）

第6条 浄化槽を設置又は浄化槽の構造若しくは規模の変更（浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令第2条で定める軽微な変更を除く。）しようとする者のうち、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請（同法第6条の2第1項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者の確認を受ける場合及び同法第87条第1項において準用する場合を含む。）又は同法第18条第2項の規定による計画の通知（同法第18条第4項の規定による場合及び同法第87条第1項において準用する場合を含む。）をしようとする者（以下「申請

者等」という。)は、あらかじめ、浄化槽設置計画書(様式第2号)又は浄化槽変更届出書に当該浄化槽に関する別表第1に掲げる図書を添えて資源循環局長に提出するものとする。

2 資源循環局長は前項の規定により提出された浄化槽設置計画書を受理した場合において、浄化槽の構造に関する建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合しないと認めるとき又は保守点検及び清掃その他生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から改善の必要があると認めるときは、受理した日から21日(浄化槽法第13条第1項又は第2項の規定により認定を受けた型式に係る浄化槽にあつては、10日)以内に申請者等に対し、計画の変更等を求めるものとする。

3 申請者等は建築基準法第6条第1項(同法第6条の2第1項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者の確認を受ける場合及び同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による申請書の正本及び副本それぞれに第1項の浄化槽設置計画書の写しを添付するものとする。また、同法第18条第2項(同法第18条第4項の規定による場合及び同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による通知においても同様とするものとする。

(浄化槽設置計画の変更等)

第7条 第6条の規定による提出をした者は、当該届出事項に変更(浄化槽法第5条第1項に規定する浄化槽の構造又は規模の変更を除く。)を生じたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を資源循環局長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 設置場所
- (3) 変更年月日
- (4) 変更内容
- (5) その他必要と認める事項

2 第6条の規定により浄化槽の設置計画又は変更の届出をした者は、浄化槽工事を完了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を資源循環局長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 設置場所
- (3) 工事完了年月日
- (4) 浄化槽工事を行った者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (5) 浄化槽設備士の氏名
- (6) その他必要と認める事項

(計画の中止)

第8条 第5条又は第6条の規定により資源循環局長に届出又は提出された浄化槽の設置又は変更について、当該届出又は提出の受理の日から5年を経過しても浄化槽法第10条の2第1項の規定による使用開始の報告がないときは、当該設置又は変更は中止されたとみなすことができる。ただし、既に使用開始の報告がされている場合はこの限りではない。

(技術管理者の設置)

第9条 指定地域内に設置される、処理対象人員が200人を超え500人までの浄化槽(以下「指定地域特定施設」という。)の浄化槽管理者は、浄当該浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当させるため、自らが技術管理者として行う以外は、浄化槽法施行規則第8条で定める資格を有する技術管理者を設置するものとする。

2 指定地域特定施設の浄化槽管理者は、技術管理者を変更したときは、変更の日から30日以内に、浄化槽法施行規則第8条の2第2項で定める事項を記載した報告書を資源循環局長に提出するものとする。

(浄化槽関係の事務)

第10条 浄化槽法第5条に規定する保健所設置市の市長及び特定行政庁の事務並びに建築基準法第93条第6項に規定する浄化槽に係る保健所長の事務は横浜市事務分掌規則第7条の規定により資源循環局長が行う。

2 資源循環局長は、設置届出書又は設置計画書に添付されている流末調書を、浄化槽の流末指導を所掌する下水道河川局長に送付するものとする。

別表第 1 (第 5 条、第 6 条第 1 項関係)

1	浄化槽の構造図	
2	認定書の写し	浄化槽法第 13 条又は大臣認定の規定による認定を受けている場合
3	付近見取図及び各階平面図	建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項表 1 の (い) 項に掲げるもの
4	屋内外排水配管図	
5	配置図	建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項表 1 の (い) 項及び第 4 項表 1 の (4) 項に掲げるもの
6	浄化槽流末調書 (第 1 号様式)	案内図を含む
7	浄化槽法定検査申込書	
8	都市計画法第 53 条に基づく許可通知書又は土地区画整理法第 76 条に基づく許可通知書の写し	工事完了告知が出ていない開発区域内又は換地処分告知が出るまで区画整理施工地域内に設置する場合
9	維持管理に関する念書	共同住宅・貸ビル等の建築物に設置する場合
10	人員報告書	作業員や従業員数によって処理対象人員の算定を行う場合
11	設計計算書、処理工程図及び底盤配筋図	51 人槽以上の場合
12	構造計算書及び処理工程図	鉄筋コンクリート製浄化槽の場合
13	土地利用計画図及び排水計画図	総合的設計による一団地又は一団の造成地等の場合
14	道路占用許可証の写し	道路下へ設置する場合
15	その他必要と認める図書	

浄化槽流末調書

年 月 日

今回設置する浄化槽の流末は次のとおりです。

※施設番号	区
設置者氏名	
設置場所	横浜市 区
フリガナ 現場確認者氏名 所属会社名 電話番号	()
案内図及び敷地外排水系統図	
放流方法	1. 自然流下 2. 動力排水
放流先の概況	1. 公設 ア. 下水管きよ イ. 側溝 ウ. 水路 エ. 河川 2. 私設 オ. その他 ()

(注意) ※印の欄は、記入しないでください。

浄化槽設置計画書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

設置者の住所
氏名（フリガナ）
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

このたび建築する建築物に付帯する浄化槽の概要は次のとおりです。

1. 設置場所の地名地番		
2. 種類	① 建築基準法に基づく型式適合認定浄化槽 ② 浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称) (認定番号) ③その他 ()	
3. 処理の対象	① し尿のみ ② し尿及び雑排水	
4. 建築物の用途及び延べ面積	用途	延べ面積 m ²
5. 処理対象人員及び算定根拠	計 人	
6. 処理能力	イ. 日平均汚水量	m ³ / 日
	ロ. 生物化学的酸素要求量の除去率	%
	ハ. 放流水の生物化学的酸素要求量	mg / ℓ
7. 放流先又は放流方法		
8. 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称	登録番号
9. 着工予定年月日		年 月 日
10. 使用開始予定年月日		年 月 日

行政庁記入欄

(注意)

1. 2欄及び3欄は、該当する事項を○でかこんでください。
2. 6欄は、3欄において②に該当する場合のみ記入してください。